

76

特 255

278

## 化變的代時の祇神



著 明 見 澤 中

行發社報時化文 都京

0.5  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

始



特 255  
278

はしがき



るまゝ茲に再び私見を世に問ふことした所以である。

二

昭和十二年十月上旬

中澤 見明しるす



## 神祇の時代的變化 目次

歴史上の人と神社	一
神と人との區別	二
神代に就て上代人と近世國學者と見解相異	七
古事記編者の見た神代と人の代	八
死者の弔問と神祇の祭祀	一〇
奈良朝前後に於ける自然崇拜と神名の成立	一一
神名の成立を示す祝詞	一五
漢文成語の國譯	二三
借字假名と字音假名	二七

近代國粹主義の西洋化

外來物品の譯名

三三

和漢の天神地祇と佛典中の神祇

三五

神祇祭祀と葬儀

四〇

我上代の葬儀

四一

怨靈祟祀と後世の人物祭祀

四五

氏寺と氏神の意義

五六

結語

五六

神式公葬の建議に就いて

五六

## 附錄

五六

## 神祇の時代的變化

中澤見明

日來から神道に關する書物は出來得るだけは讀んでゐるのですが、何分淺學な田舎者で、或は間違つた考へ方をしてゐるかも知れませんが、そこは皆様方に教へて戴いて、その誤れるところを改めたいと思ひまして、茲に神祇の時代的變化に就いてと題して少しく私の所見を述べることゝいたします。

神社は祖先崇拜の產物として、國民の祖先、或は國家の功勞者や偉人などを神として祀つたものが今日現存の神社であると教へられて居ります。併し一般大衆の神社崇拜は今でも宗教的信仰の對照としてゐるものが多く、その祭神の何であるかを頓着せず、たゞ傳統的な宗教神の

やうな氣もちで崇拜して居るものが隨分多いやうであります。尤も神社の中には、近世に至りましては歴史上の人物を祭神としたものが大分出来て居ります、しかし古くから存在する全國の大多數の神社は、所謂神代の神々は別として、神武天皇以後の歴史上の人格者を祀つた神社は殆んど一もなく、大概は所謂神代の神か、或は他の宗教的な神を祀つたものが多いのであります。

### 歴史上の人と神社

近頃の人たちの中には、佛教が我國に渡來してからは佛事によつて人が葬られ、或は祖先の冥福を祈り、又は寺を建て、それを弔つたのであるが、佛教以前には歴史上の祖先、又は死んだ人は皆神として敬ひ、或はそのために神社を創立したものだと思つてゐる人が隨分あるやうですが、國史に就いて見ましても、神武天皇以來平安朝の頃に至るまで、未だかつて史上實在の人物を神として神社を創立したことは更に見えないのであります。建國の聖帝と仰がれ給ふ神武天皇をお祭りした神社でさへも、後世漸く明治二十二年に至つて橿原神宮御創立の事

があつたのであります。日本書記の神武天皇から持統天皇までの四十一代二十八卷の國史の中で、天皇の崩御、貴族の薨去、人間の死、殯、墓、陵、葬禮・改葬、弔喪、舉哀、哭泣等の人の死に關する記事が此の二十八卷の中に大體二百八十件ほどもあります。然るにその死に關する多數の記事の中に、未だそれ等の死者を神として神社を創立したやうなことは一つも載せてありません。そうして神祇に關するもの、即ち神の出現、神の祟り、又は神祇の祭祀、神社參拜等の神に關する記事が日本書紀二十八卷四十二代の國史の中に約二百件もありますが、未だ神武以後の史上の人格者を神として祀つたといふやうな記事は一つもありません。その二百餘の神に關する記事は、自然界の神、奇怪なもの、神秘的な出來事、或は人間の不可抗力的なもの、又は神代神話中に見えた神々を祭つたと云ふやうな記事ばかりであります。斯う云ふ點から考へましても、古い時代には、神社に祀る神々と、神武天皇以後の歴史上實在の人物とは全く別のものとして取扱つて居たことが認められるのであります。そうして我國の古くから祭られてあつた神社としては、延喜式神名帳に見えたる三千一百三十餘座の神社がありますその

中で歴史上實在の皇祖皇太神宮のやうな大御神は別として、その他少數の神社を除きてその祭神の明かなのは甚だ少いのであります。その中には後世の伴信友などゝ云ふやうな人が、その社名、地名、或はその地方の傳説に附會した想像によつて祭神を考へたものが多いのであります。またその神社に於て既にその祭神を示して居るものでも、時代ごとにその祭神を云ひ替へて居るのであります。何れにしてもその祭神は、殆んど神代神話の神か、又は自然界の神、即ち人間の不可抗力なものを神として祭つた宗教的な祭神が大部分を占めて居るのでありますたゞ一つ八幡大菩薩宮と云ふのが比較的古くから神武以後の歴史上に於ける應神天皇をお祀りしたものと傳へられて居ります。尤もそれには相違ありますまいが、その事に就いては尙いろ考へさせて戴くところがあります。併し假にその八幡さまは別としまして、延喜の時代に存在した神社の祭神には殆んど神代神話の神々が多いのであります。そうして我國にまだ支那文學の傳はらない時代の古い傳説の中に於て、既に神代と人皇の時代との別があります。即ち神々の時代と神武天皇以後の人間生活の時代との區別が、古く無文學時代の同じ語り傳への

歴史の中に存在したといふことは大に注意すべきことであります。一體自然に成立した歴史的な神話傳説といふものは、人類の歴史が次々の時代に語り傳へられ、幾多の年代を経るうちに傳説の鎧がついて、自然神話化して奇怪な物語となつて傳り、それが次第に後の鮮明な目前の時代にまで連續してくるのでありますから、普通には宗教神話でない限り、同じ語り傳への古傳説中に劃期的な時代の區別が存在する筈はないのであります。然るに我國に於ける長い間の無文學時代を通過した古傳説中に、神代と人の代との境界が明に示されてゐるところから考へましても我上代人は古くから神と人とを別のものとして取り扱つてゐたことが認められるのであります。従つて神社には主として神代神話の神々を祀つたことも、此上代人の神と人との差別的取扱によつて起つたものと思はれます。

我國に文學が傳はりましたのは、應神天皇の御代に百濟國の王仁博士が來朝して論語十卷千字文一卷を献じ、皇太子菟道稚郎子は此王仁を師として漢學を習はれたといふのが我國文學傳來の始めだと一般に信じられて居ります。しかし日本書紀によりますと、應神天皇十六年二月

に百濟の王仁がまゐりまして、菟道稚郎子皇子がこれを師として漢籍を学ばれたとありますけれども、此時始めて我國に文學が傳つたのだと云つてゐるのではありません。既にその前年の記事にも阿直岐が來朝して太子菟道稚郎子はこれを師として、經書の教をうけて居られるのであります。またその時に天皇が阿直岐に對して、汝に勝る博士はないかとお尋ねになつたのでその翌年阿直岐の紹介で王仁が來朝したのでありますから、此日本書紀の記事は、皇太子御教授のために特に良師を選ばれたことを記したもので、文學傳來の始めだと云つたのではあります。

皇太子菟道稚郎子は既に阿直岐に漢學の教をうけ、後また特に良師を選ばれたほどでありますから、此時代には既に度々の渡來人によつて自然に文學も傳り、一部の我國人には文學を知るものが相應にあつたと思はれます。併し神武天皇以後尙幾百年間の無文學時代はあつたに相違ありませんが、同じ無文學時代の古傳説中に、神武天皇以後の人代と、それ以前の神代との分界が示されてゐるのは何故でありますか、それに就ては私もいろいろ考へて見たのであります。

りますが、他日斯道の諸大家の教示を仰ぎたいものと思つて居ります。しかしその理由は別として、兎も角も日本書紀の編纂せられる以前比較的古くから、神代の神と後代の人類とは別のものとして取り扱つて居たことは明に認められるのであります。従つて後の人世の歴史物語と所謂神代の説話とは別立のものと考へられてゐたことが認められます。

### 神と人との區別

日本書紀の卷頭に載せられた神代紀は勿論文學傳來の後に筆録せられたもので、准南子、周易、老子、春秋禮記等の漢文經書の影響をうけた我國の天地創造物語であります。既に神代紀には「一書曰云々」として各種の異説の書が註記せられ居りまして、日本書紀が編纂せられた當時には、神代物語の異本が少くとも十一種以上もあつたことが神代紀記載の形式によつて認められるのであります。そう云ふやうに各種の異本が日本書紀編纂當時に存在したことは、最初一本であつた天地創造物語の本が、年代を経るにしたがつて異本を生じ、またその本を傳へた家々によつて、いろいろ異説を加へたものが出來たものと思はれます。即ち一般的流布本の

ほかに、出雲國造の所傳だとか、或は伊勢の巫等の本、又は朝廷に仕へて神祇祭祀を職とする中臣氏本、忌部氏本、或は諸國散在の巫等の家々に傳へた異本といふやうなものが澤山あつたと思はれます。そういうふいろくの異本を日本書紀の編者が一々對照して、その最も古そうなものを本文に掲載し、それに他の異本の相異點を一々註記して、それを神武天皇以來の歴史の卷頭に加えたものが日本書紀の神代卷であつたと考へられます。何れにしても神代と人の代の傳説とは餘程古くから別のものとして取り扱つてゐたことが認められるのであります。

神代と人世とを別のものと考へてゐた時代の人々の神と呼んだものは、此國土成立の初め天地創造の時代に出現した自然界の主神造化の神萬物成立に關する神々があつたとする宗教的信仰の神であります。後人類生存の世に於ける人格的存在の偉人、又は祖先の靈を神と呼ぶことは一向知らなかつたのであります。

### 神代に就て上代人と近世國學者と見解相異

欽明天皇十六年に蘇我卿アキイが百濟の王子惠に訓した語にも「それ國を建しの神は、天地割剝の

代、草木言語せし時に天降り來て國家を造り立せしの神なり、此ごろ聞く汝の國すてゝ祀らず方今前の過を悛め、神の宮を修めて、神の靈を祭れば國盛んなるべし、汝まさに忘るなけれ」とありますが、これは朝鮮國土も、日本國土も、同じく天地創造の初めは神の所爲によつて作られたものと信じてゐたから、そう云つたのであります。即ち漢土も朝鮮も我國も、總ての國土萬物は神々の創造だとする宗教的信仰であります。漢學經書に陰陽調和萬物成立を説き、報本反始を教へてゐるのと同じ思想であります。

我神代神話も日本書紀の卷頭に載せられた神話では、陰陽五行の思想を物語の上にあらはしたものゝやうにも思はれます。これは所謂復古神道説を唱え出し、佛教を憎惡し、儒教の排除にも努めた近世の國學者の云ふところによりますと、日本書紀の編者が漢文經書の思想に囚はれて、我古傳神話に漢意の「さかしら」を加えたものだそうです。併し神代紀は前にも申しましたやうに、いろいろな神話の異本を列記し、僅かな文字の相異までもその註に加えてゐるのでありますから、それ等の神話に見えた漢意を書紀の編者の所意だとすることは、あ

まりに無理なことを強るものであります。しかしそう云ふ説でもたてゝ漢籍の思想を除いた上でなければ、他の儒佛二教のみを外來思想だと排斥することができなかつたからであらうと思はれます。またこれと前後してあらはれました彼の朱子學の流を汲んだ漢學者等は、その朱子の傳統精神によつて江戸時代の佛教を憎みましたけれども、神道は本來聖人の道にこもるものだと云つて、漢學經書の思想によつて我神代物語を解しやうとしたのであります。これはやはり神代紀の中に陰陽五行等の漢文思想が認められるからであります。この神代紀に見えた陰陽思想の物語については今は時間がありませんから申あげられませんが、往年の拙著古事記論の第二章に「日本書紀の漢意に就いて」と題しまして漢文經書に見えたる陰陽思想の影響あることに就て所見を述べて置きましたから御批正を仰ぐことが出来ましたら結構であります。

### 古事記編者の見た神代と人の代

神代紀のはかに、古典として近世尊重せられてゐる古事記といふ書物も、尙もう一度見直して大に考究を要するものであります。以前神代紀のやうな漢文で書いたいろいろな文献があ

りまして、それを古事記の著者太安麿が自分の見解を以て、真偽を考へ、改訂を加え、それを國語の讀音によつて假名書に書き替へたものが古事記の本文であります。それは感情的な國學者の説に附和雷同することなしに、直接に古事記の序文を讀んでいたゞきましたら、古事記編纂の意義はよくお判りになることゝ存じます。

古事記は斯様にこれまでの文献を國語の讀音假名に書き直してありますから、陰陽とか、乾坤とかいふやうな、漢語は見えませんけれども、やはり漢語を國譯した形跡がよく認められるのであります。そうして此書を編んだ太安麿がその序文にはやはり漢文で

臣安萬侖言す、それ混元既に凝り、氣象いまだあらはれず、名もなく、爲もなし、誰か其形を知らん、然して乾坤初めて分れ、參神造化の首を作し、陰陽こゝに開けて、二靈群品の祖たり、この故に幽顯に出入して、日月目を洗ふにあらはれ、海水に浮沈して神祇身をそゝぐにあらはる、故に太素の杳冥なる、本教によつて、土を孕み、嶋を産むの時をしる、元始の綿邈たる先聖によつて、神を生み、人を立つるの世を察にす。

と書いて居ります。古事記が太安麿の編纂であるとしますれば、その作者安麿も我神話を漢文經書の思想と同一に解して居たことが認められるのであります。そうして「神を生み、人を立てるの世を察にする」と云つて、神祇出現の時代と人の世とを別のものとして居るのであります。前にも申し述べましたやうに、神代の物語を文献にあらはした最も原始的なものを初として、後々に生じた各種の異本に就て見ましても、またそれを載録した日本書紀編纂の時代に於てもまた古事記編者の時代に於ても、我天地創造神祇出現の物語は支那經書の思想と同一のものとして取り扱つて居り、後の人類生存の歴史時代とは全く別のものと考へて居たのであります。従つて死んだ人類を弔ふ場合と神を祀る心もちとは大に異なるところがあつたのであります。

### 死者の弔問と神祇の祭祀

死んだ人を弔ふこゝろもちと神祇を祭ることに就て一例を申しあげますと、萬葉集に  
葦の屋のうなひ乙女のおくつきを、  
ゆきくと見ればねのみしなかゆ。

といふ歌がありまして、この歌の意は、葦屋のうなひ乙女の墓には、往來と人が哭泣の禮をして拜んでゆくと云ふのであります。然るに神祇に對しては

いかにあらん名負神のぬさまつり、

我思ふ妹夢にだに見ん。

とありますて、神祇には幣帛を供へて、自分の思ふ戀人を夢にでも見せてもらいたいといふのであります。神祇に奉幣しては人類の種々欲望を充たすために祈禱が行はれて居りますが、いまだかつて神社に哭泣の禮を行ふことを聞いたことはありません。然のみならず神社には哭泣は忌物となつて居り、同時に神は人の死の穢れを嫌ひ、人の葬禮や墳墓なども忌むものとなつてゐるのであります。この神祇の死穢觸穢とその影響については他日の機會があればまた申あげることいたしますが、こう云ふ死穢觸穢を忌む神祇の古い傳統的思惟から考へましても、神社の祭神と歴史上の人とは全く別の性質のものとしてゐたことが認められるのであります。人の葬式や忌日を弔ふことに就きましては、また後に申しあげることゝいたしまして、先づ神

を祭り神社を作つたことについて少しばかり申しあげます。

神祇を祀ることに就きましては、日本書紀推古天皇十五年二月の詔に

朕聞く、むかし我皇祖天皇等世を治めたまふや、天に跪り地に踏して、あつく神祇を禮し、あまねく山川を祠り、はるかに乾坤に通す、これを以て陰陽開和、造化共に調ふ、今朕が世にあたつて神祇を祭祀すこと豈に怠るべけんや。

とあります、此神祇祭祀の思想は禮記等の經書に見えた漢土の帝王報本反始の神祇祭祀と同じく、陰陽造化の自然界崇拜の神を祀る意義を示されたものであります、如何にも日本書紀の各時代の記事中には、日神を祠り、河伯を祀り、山神を祭らしめられたことが諸所に見えて居るのであります。また民間では東國富士川の邊に住んだ愚民が、巫等に教へられて橋の木にわく虫を常世の神といつてそれを祭り、その地方で巫等が盛んに流行させたことがあつて、渡來人泰河勝が巫を叱斥したと云ふことがあります。これは最も劣等な土俗間に行はれた神の信仰であります、如何に一時は排斥せられても、一旦流行した迷信は容易に絶滅するものでないものが多いのは當然のことであります。

いから、何等かの形によつて東國に流布し、後代までその崇拜の跡を遺したかもしません。三代實錄によりますと、元慶元年神位授與の中に、上總國に常世神及び橘樹神の名が見えて居りますが、或は富士川地方の橘樹の虫を常世神として拜んだ迷信が上總地方にも弘まり、後世その遺跡が常世神又は橘樹神と稱し、平安朝時代に漸くその勢力を得るに至つたものかもしれません。併しこれは想像にすぎませんが、そういう土俗信仰の神が機會を得て、時代と共に發展し、その祭神が何であらうと所謂靈験あらたなる神、即ち現世利益の顯著なりと云はるゝことによつて、民衆の崇敬を得るに至つたものが多いのでありますから、古い神社に祭神の確かでないものが多いのは當然のことであります。

### 奈良朝前後に於ける自然崇拜と神名の成立

祭神不明の土俗信仰から發展したものは別としまして、祭神とその創立の由來の明なものに就いて申しあげますと、天武天皇即位四年四月に始めて大和國の龍田山に風の神を祭らしめられ、以來毎年四月と七月とに祭禮を行はれたことが日本書紀に見えて居ります。これは農作物

に風の被害を除くために、自然界の風の神を祭らしめられたのであります。天武天皇四年と申しますと、日本書紀の出來た養老四年から僅かに四十年前の事で、書紀の編者としては當時極最近の事を記したものでありますから確かに記録であります。そうして後の延喜式神名帳に「龍田坐天御柱命、國御柱命、二座」と記されてあるのは、この風神の社であります。また別に「龍田比古、龍田比女社、二座」の社名が載せてあります。これも天武四年に祭られた龍田の風神が、後の延喜時代までの間に、何かの事情で、同所に分靈社ができたものと思はれます。

此龍田風神の成立については延喜式の風神祭祀詞によりますと

天の下の公民の作れる物を、草の片葉に至るまで、成したまはぬこと一年二年にあらず、歲まねく傷へる故に（下略）

とありますて、年々うち續いて農作物に風の被害があつたといふのであります。そこで次の祝詞の語に

百の物知り人たちの、ト事に出でん神の御心は、この神とまふせと、おほせたまひきとあまりして、これは支那陰陽道のト噬と同じく、トひによつて、自然界に於ける神を求めるのであります。然るに此時のトひには何の神も出なかつたが、祝詞はその事を述べた後にこゝを以て、皇御孫命の大御夢に、さとし奉らく、天の下の公民の作りと作れるものを、惡し風、荒ら水にあはせつゝ、成したまはず傷へるは、我御名は天乃御柱乃命、國乃御柱乃命と御名はさとし奉りて、吾が前に奉らん幣帛は（下略）

とありまして、天皇の御夢の告に、風の神が自から天御柱命國御柱命と名乗つて出て、吾が前にいろいろの幣帛を供へて祈つたなれば作物を損じない様にしてやると云つたのであります。日本書紀には天皇に御夢想のあつたことは記されてありませんから、此天御柱命國御柱命といふ神名は、天皇の確かに御夢に出たものか、或は後の巫等が天皇の御夢に結びつけて作った神名か、それは判りませんが、何れにしても自然界の風につけた新しい神名であります。

そうして此風といふ一つのものであるべき筈の神が、天御柱命、國御柱命といふ二神になつ

て居りますが、天御柱の「アメ」は天であり、國御柱の「クニ」は地であります。此二神の名は「天と地」「乾と坤」「陰と陽」といふやうな各一對の思想を表示するものとして、特に二神としたものと考へます。勿論漢土の經書には萬物悉く陰陽兩儀によつて生すとありますし、莊子には此陰陽思想による風を説明して「大塊の噫氣、その名を風と爲す」と云つて居ります。大塊とは天地の異名で、噫氣とは「アクビ」であります。即ち天地の「アクビ」が風だといふのであります。

我國でも、百詠和歌の中に

天地のなげき風となる、陰陽いかりて風となる、世治るときは五日に風ひとつふく、その  
風枝をうごかさずといへり

と云ふ詞があります。この天地のなげき、陰陽の怒りが風となると云つてゐると同じく、龍田の風神が、風といふ一種のものを二神としたのも、全く此陰陽思想の意義からそうしたものと思はれますが、兎も角も、天御柱命、國御柱命と云ふ神名は、天武天皇の御代に始めて祀ら

れた自然界の風の神に用ひられた人格的呼稱であります。

龍田の風神につきまして、萬葉集に

わがゆきは七日は過ぎし龍田彦、

ゆめこの花を風にちらすな

とありまして、龍田の風神を人格的な男性の名稱を用ひて、龍田彦と呼んで居ります。

この萬葉集の歌は、慶雲三年に朝廷の役人が藤原京から難波にくだる途中で、龍田山の桜を詠んだ歌であります。この慶雲三年は天武天皇が龍田に風神を祭られてから僅かに三十年後のことであります。彼等は決して歴史的實在の人を祭つたものと思つてゐたのではありません。龍田彦といふ男性人格の名稱をもつて風の神を呼んで「私の今度の旅行は七日はかかるまいから、此見事な櫻花を、風神よ、お前は散らさぬやうにして、歸るさにまた見せてくれないか」と云つた歌であります。

科學の進歩した今日では、日、月、風、雨、山、川、木、石、などを神として崇拜したなれば、或は迷信だといふかもしませんが、以前の人たちはそれ等自然界の現象萬物の成立を神の所爲として崇拜しましたけれども、陰陽五行等の漢文經書の哲學的思想をもつて神祇を解し陰陽造化の自然界の神に對して、詩味ゆたかな擬人表現法によつて人格的呼稱を用ひたのであります。

萬葉集の龍田彦とは大分年代はくだけますが、新撰萬葉集に

松が聲を風の調べにまかせては、

龍田姫こそ秋はひくらめ。

といふ歌があります。此歌は彼の風神を祀つた龍田山の自然の秋を、龍田姫といふ女性の人格者が琴を彈くに見たてゝ詠んだ歌であることは云ふまでもありません。併し此歌の詩味を忘れて、正面から歴史實在の女性と考へ、その龍田姫の弾いた琴は大和琴であつたか、吳琴であつたかなどゝ云ふ人があつたら、世の歌人等の笑ひものとなります。併し「高天原」や「オノコ

ロ嶋」を地上に探し求めるやうな人もあるやうですから、或はどうかもしません。これは餘談にわたりましたが、此新撰萬葉集の龍田山の歌の直後には、同じ意味の詩が載せてあります

伯牙手を轍する幾千歳、想像の古調この林にあり。

として、前に詠んだ龍田姫は陰陽造化の神であることを、此詩によつて、立派に證明して居るのであります。

次にもう一つ例を申しあげますと、紀伊國の玉津嶋神社であります、此神社はいろいろ祭神が増えて、今では實在的な神のやうに云つて居りますが、此神社の成立は續日本紀に見えて居ります。即ち聖武天皇が神龜元年紀伊國に行幸せられまして、和歌浦の自然の風景が天皇の御意にかなひまして、その地に離宮を御造営になりました、その當時天皇の勅命がありまして誠に結構な風景である。此自然の美を荒らさぬやうにと仰せられ、これまで弱濱といつたのを明光浦と改名せられ、毎年春秋二期に官人を遣して、明光浦の靈と玉津嶋の神を祭らしめられました。

この玉津嶋の神、明光浦の靈と申しますのは、これも歴史的過去に生存して居た人格者の靈を祀つたものではなく、たゞその地の自然の風光に對して、水陸造化の主たる神、即ち嶋と浦との神靈を祭られたのであります。此思想も彼の陰陽造化の神祇崇拜であります。

此玉津嶋、明光浦の神靈を祭られた頃に、山邊赤人が詠んだ歌が、萬葉集に出て居ります。

しほひればたもかりつゝ神代より、

しかぞたふとき玉津嶋山。

玉津嶋は人工によつて出來たものではなく、眞に陰陽造化の神の所爲であります。即ち天地開闢の所謂神代から遺された尊き玉津嶋山であると、山邊赤人が賞歎したのであります。この歌の「神代より」と云つた語も、よくその神代の意義が理解されて居るのであります。此玉津嶋は、千五百番歌合に

なかめけん雲のふるまひ空はれて、

月かげきよき玉津嶋姫。

と云ふ歌があります。これも自然の風景を女性人格の名稱をもつて呼んで居るのであります。

### 神名の成立を示す祝詞

創立の時代を明にした此玉津嶋神社でも、前に申しました龍田の風神でも、その祭神の本質は水陸造化の神靈、或は自然現象の風の神であります。擬人表現による玉津嶋姫、龍田彦、龍田姫、或は天御柱命、國御柱命といふやうな神名が案出せられたのであります。即ち神を祭祀するものゝ方からつけた呼稱であります。それで延喜式祝詞の中にも神名をつけた由縁を説明し、そう云ふ呼稱を神に捧げる崇祀者の詞が認められるのであります。即ち大殿祭祝詞には大宮賣<sup>オホミヤヒノイコト</sup>命と御名を申す事は、皇御孫命の同じ御殿<sup>イヘカ</sup>のうちに塞がりましまして、參り入り、罷む出る、人の選びしてし神たち云々

とありますて、民間なれば宅神であります。朝廷の殿中（大宮）にふさがる自然の神に、大宮賣命といふ擬人表現による神名の成立を説明をしてゐるのであります。そうしてその祝詞の最後にも「諸臣百官人等を（中略）平らげく、安らげく、仕へ奉らしめしますに依て、大宮賣

命と御名を稱へごとし奉る」とありますて、崇祀者の方から其神名をさゝげたのであります。王城の四門に塞がり、門戸の開閉を守る神に「クシイハマドノミコト」「トヨイハマドノミコト」と神名を奉つたことは、御門祭の祝詞に見えて居ります。此「イハマト」は岩間の戸の意義だらうと思はれます。また道饗祭祝詞によれば四通八達の大道に、磐石の如く塞る神であるから、八衛比古、八衛比賣と呼んだと云ふことが認められます。こう云ふやうに自然界空想的存在的の神に、その崇祀者がさゝげた神名であることが、祝詞の文によつて認められるのであります。

此ほか古い神話の中に見えた神々に就いて考へましても、その神々の行動によつて、それは日、月、風、雨、山、川、草、木、水、火等の自然界の神と思はれるものがあり、またその自然崇拜の宗教が後に發展して、崇祀せられるに至つた人類日常生活に關する宅、門、戸、井、竈等の神も、後々の神話には書き加えられて居ります。それ等の神は何れもその神名の意義によつて、その本質を判断することができるのですが、これも或る時代の作者、又は神のたやうであります。

崇祀者が擬人表現による物語と神名とを案出したものと思はれます。こう云ふ種類の神々をば漢土の古典では鬼神、又は天神地祇と稱して居りますが、我國でも延喜式神名帳には、それ等の神々を加えて、天神地祇と稱し、總て三千一百三十二座と記して居るのであります。これによつて考へますと、此時代の人は漢土の古典に見えた天神地祇も、同じ性質のものと思つて居たやうであります。

近世の學者の中には、我國の天神地祇と申しますのは、その文字は同一であつても、天神は「アマツカミ」地祇は「クニツカミ」と讀むべきで、我國語に漢土の用字を借り入れたまであるから、漢籍にあるやうな陰陽五行思想の天神地祇ではないと強く辨する人があります。併し既に大寶養老のころの神祇令に載せた春、夏、秋、冬、四時の祭祀について見ましても、歴史の故人を弔ふやうな祭事は一もなく、天地自然界の神にいろ／＼な祈禱をさゝげる祭祀ばかりであります。その祭祀の對照となつてゐる神々をも、天神地祇といつたのであります。そうして此律令を註釋した今義解には神祇の穢惡禁忌の事を註釋して「不淨の物鬼神のにくむ所

なり」とありますて、天神地祇を鬼神と云つて居りますが、此ほかにも我國の神祇を鬼神と呼んで居るものが多くあります。大分後のことではありますが、鎌倉時代に於ても、一例を申しますと、御承知の親鸞聖人の和讃にも「天神地祇は悉く、善鬼神となづけたり」とあります。後世江戸時代に於きましても我神祇を鬼神の部に属するものとして居たものが随分多くあります近來小學校の教科書には鬼神を「オニガミ」と説明し、我神祇とは別の性質のものゝやうに教へて居りますが、これも神祇取り扱の上に於ける御都合主義の時代變化であります。

天神地祇を鬼神の部に属するものと考へ、漢籍に見えたる陰陽思想に出た神祇と同じ性質のものだと思つて居たことは、比較的古くから各時代を通して、江戸時代の所謂復古神道を唱えた國學者の説が出るまでの一般の我神祇に對する考へ方であつたのであります。それで天神地祇の文字も、我國の神々と同じ性質のものといふ考へから、漢土の天神地祇の語を國譯して、「アマツカミ・クニツカミ」と讀ませたものと思はれます。それは此「アマツカミ・クニツカミ」の語ばかりでなく、彼の所謂復古神道の國學者等、我が固有の國語だと云つて居るものゝ

中に、隨分漢語の國譯と認められる語が多いのでありますから、少し餘談にわたりますけれども申しあげることゝいたします。

### 漢文成語の國譯

我が上代の人は非常に古くから漢文學の渡來によりまして、いろいろな思想や信仰を受け入れましたけれども、外來のまゝそれを採用せずして、成るべく我國のものに作り替えやうとしたのであります。そうして漢籍の中に見えた思想的な漢語でも、我國語を以つて云ひあらはすことに努めたのであります。我上代固有の國語は單純で、その語數も少かつたやうであります。たとへば虚空は雨の降つてくる處でありますから、雨の「アメ」と同様に「アメ」と云ひ大地は部分的な土のある處ですから、やはり土の「ツチ」と同じく「ツチ」の言葉をもつて云ひあらはしたのであります、漢字の渡來によつて「アメ」の言葉が雨と天との漢字によつて區別せられ「ツチ」は土と地との漢字に配當して、その意義を明かにするやうになりましたがその天と地の「アメ」と「ツチ」とは初めは形似上の言葉でありました。然るに漢籍の上では

此形似上の天地の語のほかに、周易、老子等の思想から一種の哲學的な「道」といふものが説き出され、その「道」といふを易の陰陽に結びつけ、又それを乾と坤に配當し、天と地になぞらへて「乾坤之道」或は「天地之道」と云つて居ります。これは形似上實在の「天地之道」ではなく、漢土に於ける古代の哲學的思想であります。此漢籍の「天地之道」をまた我國語では「アメツチノミヂ」と誦ませたのであります。

江戸時代に起りました所謂復古坤道の國學者本居宣長等は此「アメツチノミヂ」といふ言葉を我固有の國語であると云つて居ります。如何にも形似上の「アメ」の語「ツチ」の語、又は「ミヂ」といふ言葉の一つ一つは我固有の言葉に相違ありませんけれども、「アメツチノミヂ」といふ一連の言葉は、漢籍の哲學的思想の「天地之道」を國譯してそう讀ませたものと思はれます。従つて「乾神之道」といふ漢語も、同く「アメツチノミヂ」と訓讀したのであります。即ちこう云ふ言葉は、漢籍の影響をうけて生まれた國語であります。

また漢土の古典に既に天子といふ語がありますが、これも漢籍の哲學的な王道思想から、天

の神の子即ち國王は天命をうけて、その國を治めるといふ意味から天子と云ふのであります。此漢語の天子は「アメノミコ」又は「アマツカミノミコ」とても國譯せられてもよいのであります。我國には既に皇御孫命スカヒヨウジンメイといふ國語があります。それで皇御孫命の言葉は漢文語の意譯ではないかもしれません。併し漢籍には此天子の治める領土を天下と呼ぶ語がありますが、これは天子は實在の天上にあつて下界を治めるといふのではなく、天子を太陽に見たてゝその一政治下にある國土を天下といつたのであります。それで漢籍には「君は天なり、地は臣なり」とあり、また前漢書の天文志に

日は君の象なり、君行くこと急なれば、すなはち日行くことはやし、君行くこと緩なれば、すなはち日行ことをそし。

とありますて、君主を天に配し、太陽にかたどり、その政治下に屬する領土を形容して、天下と云つたのであります。然るに我國では天下といふ漢文成語を採用しましたけれども、それを「アメノシタ」と國語で誦ませたのであります。

また籍漢にはその天下に生活する人々を人民、又は民といふ文字であらはして居りますが、尙この民の字のほかに蒼生といふ語があります。それは書經卷一にも

### 帝光天の下海隅蒼生に至る

とありますて、帝王の徳を太陽の光に見たてゝ、その光が天の下海の隅々に及んで、草の青々と生ひ繁るが如く、帝王の徳が下萬民を撫育するにたとへて、人民を蒼生と云つたのであります。即ち蒼生の語は人民の形容語であります、しかるに我が國では古事記の中に「青人草」と云ふ言葉がありますが、既に日本書紀には蒼生と書いて、これを「阿烏比等久佐」と讀めと註してあります。我固有の國語には「タミ」といふ言葉がありまして、それに漢字の民の字を配して、「タミ」と讀ませることになつて居りますが、その民「タミ」のほかに漢籍に見えた蒼生の形容語と同じやうな意味の「アホビトグサ」と云ふ固有の國語があつたとは思はれません。既に日本書紀には蒼生と書いて「アホビトグサ」と讀ませてありますし、尙それよりも古く、聖德太子のお書きになつた維摩經義疏の中に、六箇所ほど蒼生と云ふ文字を用ひて居ますが、

太子も多分その蒼生の字を「アホビトグサ」とお読みになつて居たことゝ存じます。こう云ふ「タミ」といふ固有の國語のはかに「アホビトグサ」といふ言葉は、漢文の蒼生の形容語を國譯したものと思はれます。

こゝに二三の例を申しあげました「天地之道」又は「乾坤之道」或は「天下」及び「蒼生」といふやうな漢語は、漢土の哲學的王道思想から生れた漢文成語であります、我上代の人はその漢字を採用しましても、漢音のまゝに讀まずして、それを意譯して、我國語に作り替えたところに、我が國人の精神がよくうかゞはれるのであります。

### 借字假名と字音假名

我上代人は斯様な國語ばかりでなく、漢土の古典思想をよく咀嚼して、それによつて日本の物語をも作り出し、またいろいろ行事なども日本的なものに作り替えました。また文字も初めは漢文のまゝ採用したかもしませんが、やがて漢字を應用して國音を書きあらはすやうになりました。たとへば最初<sup>ナ</sup>譯語によつて幾らかの漢字を覺ましたとして、物の數に於きまして

「ヒ、フ、ミ、ヨ、イ、ム、ナ、ヤ、コ、ノ、タリヤ」といふのは、漢字の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十等の數字に配當し、また地上に生えて居る「クサ」は漢字の草に相當し、物を見る「メ」は漢字で目といふ字であることを知り、物の「ナ」は漢字の名の字に譯されることが判りましたので、今これ等の譯された漢字を應用して、我國語の「慰めむ」と云ふ言葉を書きあらはすために、既に譯せられた文字に依つて「名草目六」と書いたのであります。この例は萬葉集に見えたものを申あげたのであります。こう云ふ他の譯音を應用したものを使字の假名と申します。そう云ふ使字の假名は別人には判じ讀むのが困難であり、時代を経るにつれて、段々讀めないやうになりますから、不便であります。それで漢字の音によつて書きあらはすところの字音の假名が案出せられました。即ち前に申しました「慰めむ」の言葉でも「奈具左米牟」としたなれば、漢字の音を知つた人なればよく讀み得られますから、便利なのは此字音の假名であります。それで使字よりも字音假名が發達して、後には主としてこの字音假名から平假名片假名が起つたのであります。

### 近代國粹主義の西洋化

斯やうに漢字を應用して假名を作り、前に申しましたやうにいろ／＼の思想をも日本的なものに造り替へしたことなどから考へましても、我上代人の外來文化を受け入れた態度は、明治以來の西洋文明に對するものと、大なる相異があります。我國人の西洋文化受入について、一例を申しますと、座席の西洋化であります。西洋では座席は向つて左が主位で、向つて右を第二位とすることになつて居ります。然るに東洋では一般にその反対に右が上位で、左を下位とすることになつて居ります。勿論我國でも東洋一般の風習に漏れず、右上左下の座位が、近代までの儀禮であります。それは古い繪畫を見ましてもよく判ります。彼の内裏籬のいろ／＼（明治以前）繪を見ても、男籬女籬が一般東洋流に配列されてあります。明治時代に入つてからでも明治十九年ごろの日本帝國高貴肖像といふ石版刷のものがありますが、やはりこれも以前と同様天皇様が向つて右に、皇后様が向つて左にあつて並んで居られます。これ以後明治二十五年ごろまでの幾多の同様の刷物を見ましても、やはり從前通りになつて居ります。然る

に明治二十五六年ごろ學校などへ兩陛下の御眞影が下賜になりました時、その奉掲を仕方がこれまでとは反対に、西洋式に向つて左に天皇陛下向つて右に皇后陛下のを奉掲することになったのであります。これは多分當時の宮内省か或は文部省かの役人の指示によるものと思はれます。その奉掲の仕方は兩陛下共に御洋装と云ふ理由によるものであつたそうです。それ以来の雑誌の口繪、又は一枚刷の兩陛下の御影等は、皆この例にならひ、西洋式になつてしましました。そうして初めは御洋装だといふ理由によるものであつたかも知れませんが、大正天皇御即位當時新聞雑誌を始めとして、一枚刷のものなどに盛んに出されました衣冠束帶と袴を召しました。兩陛下の我國風の御正装とも云ふべき御像影までも西洋式に配列したものばかりになつたのであります。その他民間の結婚式等を報じた新聞雑誌掲載の寫真などにも、羽織袴の新夫と正装の新婦をも左上右下の西洋式に並べて居ります。また昭和の御大典當時のものも同様であります。最近西本願寺の法主並に裏方の慶事に就いて、文化時報に掲載した写真は、近來には珍らしい右上左下の日本古來の並べ方がしてありましたが、これは此頃では殆んど絶無の掲載

法でありまして、その後本願寺門前通りの賣店に出て居りました。法主と裏方の写真はやはり西洋式に並べたものであります。

國粹主義の宣傳的流行のためか、近來また昔の内裏雛が盛んに賣り出されるやうになり、節句の期節に松坂屋、大丸、京都物産館などに陳列せられた内裏雛が、何れの百貨店でも、男雛女雛の置き方が昔のそれと反対の西洋式に向つて左に男雛を、向つて右に女雛を置いて平氣で居るのであります。今春節句の期節に新聞廣告の中に「節句人形には藤澤樟腦」と云ふ宣傳の繪にも、男雛女雛を西洋式に配置した線画が載せてあります。こう云ふ利得を目的とする商人どもばかりでなく平生に國粹主義を口にしてゐるやうな人までが、昔の内裏雛の置方を忘れてしまつて、西洋式に陳列して、それが當り前だと思つてゐるのであります。

### 外來物品の譯名

西洋文化の極端なる崇拜は、何もかも西洋化すること得意として、日本で作られた品物でも、西洋くさい名稱を用ひ、我が國語で役立つ場合にでも態々外國語を混じて、それを得意と

して居るものがありますが、我上代人は外國から渡つて來たものでも、それに日本的な名稱をつけたのであります。彼の橘といふ植物は漢土の渡來物であります。漢語では橘と云ひます。その橘が我か國に傳はりましたのは、非常に古い時代のことであります。日本書紀の傳説によりますと、垂仁天皇九十年に「タジマモリ」を常世の國に遣されて、橘の實を求められたとあります。日本書紀には橘を「非時香菓」と書いて「トキシクカグノミ」と讀ませて居ります。橘を「トキシクカグノミ」と呼んだのは、渡來の橘の性質からそう云つたのであります。

萬葉集の大伴家持の歌には「トキシクカグノミノコノミ」と云つて居りますが、上官太子拾遺記に後中書王の詩を載せて

枝金鈴を繋ぐ春雨の後、花紫麝を薰す凱風の裡

とあります。また續日本紀卷十二に橘のことを記して

柯ば霜雪を凌ぎて繁茂し、葉は寒暑を経て彫ます

とあります。これが橘の性質として、古くから賞美せられた所以であります。これによつ

て渡來の橘に「非時香菓」、即ち「トキシカグノミ」と和名をつけたのであります。またこれを「タチバナ」と呼んだのは「タジマモリ」によつて輸入されたから「タジマバナ」と云ひ、その言葉がつまつて「タチバナ」といふ名稱が起つたのだと云はれて居ります。そして文字は原名の漢字のまゝ橘と書いて「タチバナ」と讀ませるやうになつたのであります。文字は橘の漢字を採用したのでありますから、漢音で「キツ」と云へば、言葉も短く、且つ本來が渡りものでありますから、原名のまゝでよいのに、我上代の人は言葉は長たらしくなつても、それを「トキシクカグノミ」と呼び、或は「タチバナ」といふやうな和名を作つたのであります。

死人を葬る場所をその形式又は階級等によつて、漢籍の中には墓、墳、陵の三種の區別があります。此三種の漢字は我國でも日本書紀や、その他の古い書物にも用ひて居ますが、それを讀む場合に「ハカ」「オクツキ」「ミサ、ギ」と區別して讀む言葉があります。「ハカ」と云ふ國語だけは我固有の言葉で、それを漢字の墓にあてはめ、墳と陵の漢字はその意義によつて「オクツキ」「ミサ、ギ」と譯した言葉であらうと思はれます。併し強いて辨するなれば、我國

にも古くから「ハカ」「オクツキ」「ミサ、ギ」と云ふ三種の區別用語があつて、たま／＼漢字にもその別があつたから、それに配當したのだと云へば、それまであります。既に申しあげましたやうに、いろいろな漢文成語が我國語に譯せられて居るのでありますから、漢語に三種の區別があり、たま／＼我にもそれと同じやうな差別用語があつたとも思はれません、それで私は我が國語の「オクツキ」「ミキ、ギ」の言葉は、漢文の墳陵の文字を意譯して、できたものと考へますが、その三種の漢字ばかりでなく、漢籍には死屍の居るところを黄泉と呼ぶ成語があります。また此黄泉を「泉途之玄宮」と申しまして、地中の暗黒な場所で、墳墓の意義を示すものであります。然るに我國では、日本書紀及びその他の古書などにも、黄泉と書いて「ヨミ」又は「ヨモツクニ」と讀ませてあります。これなどは漢語の意譯によつて起つた國語であると思はれます。

また曆法は漢土から渡來したものに相違ありませんが、日本書紀を始めとして我古典と稱するものゝ中に、その年々の干支が記されてあります。その干支はやはり漢土に於ける陰陽五行

の思想から起つたものであります。十干は木、火、土、金、水の五行各に陰陽を配したもので甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の十干といたします。

木陽(甲) 火陽(丙) 土陽(戊) 金陽(庚) 水陽(壬)

木陰(乙) 火陰(丁) 土陰(己) 金陰(辛) 水陰(癸)

我が國語では陽を「ユ」と云び、陰を「ト」と譯し、それを五行に配した十干を「ユト」と云ふのであります。そうして五行を我國語で「キ、ヒ、ツチ、カネ、ミズ」と読みますから、それから出た甲、乙、丙、丁等の十干を、(甲)(木陽)(乙)(木陰)(丙)(火陽)(丁)(火陰)(戊)(土陽)(己)(土陰)(庚)(金陽)(辛)(金陰)(壬)(水陽)(癸)(水陰)と國語に譯して居るのであります。この十干の國語の言葉は、十干の成立をよく理解して意譯した言葉であります。また十二支は後に十二の動物に配せられたのであります。我國でも其意によつて、十二支を(子)ネ、(丑)ウシ、(寅)トラ、(卯)ウ、(辰)クツ、(巳)ミ、(午)ウマ、(未)ヒツジ、(申)サル、(酉)トリ、(戌)イヌ、(亥)イと譯したのであります。斯様に我國では古く

から漢土の暦を採用しても、その十干及び十二支を、その漢音のまゝでは讀まず、それを意譯してその國語を作つたのであります。

以上申あげました以外に、まだ／＼幾多の漢文國語譯によつて成立したと認められる言葉がありますが、今はこれぐらいにして置きます。我上代人は斯様にして漢語を國譯して多くの國語を作り、また春秋、禮記、周易、老子、淮南子等の經書をよく理解し、それを我國のものに作り替えて、いろ／＼の思想、物語、儀禮等を作つたのであります。

### 和漢の天神地祇と佛典中の神祇

漢文學の傳來によりまして、その思想をよく理解した我上代人は、それを我國のものに作り替え、いろ／＼の思想信仰の物語を創作し、また幾多の漢文成語を國譯して我國語を作り出したことは、前に申しあげた通りであります。我が國語の「アマツカミ、クニツカミ」と云ふ言葉も、漢藉の天神地祇の語を國譯して讀んだ言葉であらうと思はれます。そうして文學傳來以後の人々は古くから我國の神々をば漢藉に見えた天神地祇と同じ性質のものと思つてゐたこ

は既に申しあげた通りであります。併し佛教の佛菩薩などは、彼の神祇とは全く性質の異なる神でありますから、佛教が我國に渡來した始めのころには、それに反対したものがありました。が、段々その佛教經典が讀まれるやうになつてから、國土の天神地祇は佛法の弘通することを喜ぶものだといふことが信じられるやうになつたのであります。勿論それは當時一般に我が國の神々も、漢籍に見えたる天神地祇も同じ性質のものと解して居たから、従つて佛教經典中に出たる神祇もよた同様に解せられる筈であります。それにつきまして奈良朝時代の年號に天平神護と云ふのがあります。此年號は日本は神國であるから、神が國家を守護するといふ意味でつけた年號ではなく、天平神護の年號は佛法を興隆することによつて、天神地祇はそれを喜び護り、爲めに天下が泰平であるといふ意味からつけた年號であります。即ちそれは此年號のできた當年の詔によつて認められるのであります。

續日本紀によりますと、天平神護元年十一月二十三日の詔の中に

神たちをば、三寶より離れて、觸れぬものぞとなも、人の念ひてある、然れども、經を見

まつれば、佛の御法を守りまつり、尊みまつるは、諸の神たちにいましけり

とありますから、こういふ信仰から、此年を天平神護と改元せられたものと思はれます。

此詔の中に「經を見まつれば」とありますのは、如何なるお經であつたのでしょうか、その經の名は示されてありませんけれども、諸神が佛法を尊敬して守護するといふことは、諸經の中に幾らもありますが、特に仁王經護國品にはこう云ふ文があります。

汝の國土中、百部の鬼神あり、この一々の部に、また百部あり、この經を聞かんとねがふて、此諸の鬼神、汝の國土を護らん、大王國土亂るゝ時は、先づ鬼神亂る、鬼神亂るゝが故に、萬民亂れ、賊來つて國を劫め、百姓亡懲す、臣と、君と、太子と、王子と、百官と共に是非を生じ、天地怪異し、二十八宿星の道、日月も時を失す、度を失するのとき、多く賊起ることあり、大王若し火難、水難、風難、一切の諸難あらんにも、また此經を講ぜよ

國王が仁王經を講する時に、その國土の神祇（鬼神）はその經を聞くことを喜んで、その大

王の國土を護りますから、天下は太平であると云ふのであります。仁王經は我が國では古く持統天皇の御代から歴朝尊崇の國家的經典でありますから、天平神護元年の詔の中に「經を見まつれば」と仰せられましたのは、多分この仁王經のことであらうと思はれます。

此仁王經の文中に鬼神とありますのは、漢土の鬼神と同じ性質のものであることは經文の記載によつて認められます。そうして此鬼神を天神地祇、又は神祇とも云ひますが、我國でも既に申しあげましたやうに、平安朝時代から鎌倉時代、及びそれ以後近世までの人は、神祇を鬼神の部に属するものと思つてゐたのであります。また江戸時代に至りました、太宰春臺の辯道書にもその意を示して居りますが、既に古く奈良朝以前の人も、そう思つてゐたらしいのであります。それでこの天平神護の詔の文も、經典所説の神祇を同じ性質のものと認めて、我國中の諸神もまた佛法をよろこび護るものと考へられまして、斯様な詔が出たのであります。

奈良朝時代に既に佛教經典中に見えた神々を、我國の神祇と同じ性質のものと見られて居たのでありますから、やがて我國の神祇を佛菩薩の垂迹だと考へるやうな思想も、自然に起つて

くる筈であります。我本地垂迹説の時代的發展に就ては、時間の都合上お話はできませんが、兎に角古くから各時代の人が、我が國の神々も、漢籍に云ふ神道の神祇も、佛教經典に見えたる諸神も、同じ性質の神と考へられて居たから、自然本地垂迹説も起り、神儒佛三道の調和も行はれて來たのであります。それで後の各時代に於きましても、世間一般にそう云ふ考へを以つて居たのでありますから、南部北嶺高野等の聖道諸宗寺院では、いろ／＼の佛菩薩諸天明王等の像を供養し、また自然界の一切諸神をも祭祀して居たのであります。然るに鎌倉時代に、一向専修の念佛宗が成立して、聖道諸宗との間に問題が起つたのであります。

淨土教の念佛は、我國でも古くから行れては居たのですが、その念佛は聖道諸宗の中に從属するものであります。天台宗などでは、四種三昧の中に念佛三昧を加えて修行せられたのであります。然るに經には一向専念無量壽佛とありますから、他の諸宗の行から獨立して専ら彌陀一佛に歸して念佛すべきであると、唱えだされたのが法然上人の淨土宗であります。従つて聖道の諸行から離れて、念佛一行を修し、他の佛菩薩及び一切の宗教的諸神等の禮拜供

敬を停めて、彌陀一佛を禮することを教へられたのであります。若し聖道諸宗のやうに、種々の行を認め、諸種の宗教的禮拜の對照となるものを立てたなれば、専修一向の念佛は成立せないからであります。それで法然上人は専修念佛宗獨立の宣言として、その法然上人の選擇集の中に、雜行を捨てゝ正行に歸すると云ひ、その捨るところの雜行五種をあげて居らるのであります。その五種雜行の一として「阿彌陀佛以外の、餘の佛菩薩諸天等を禮拜するを、禮拜雜行と云ふ」とあります。

此法然上人の宣言に對して聖道諸宗から、諸佛菩薩を輕んじ、天神地祇を蔑如するものとの批難が起つた、併し上人は、必しも他の諸佛諸神を蔑如するものではないが、専修正行の信仰獨立の内部に、他の總べての宗教的崇拜の對照物を存置することはできなかつたのであります。

法然上人の此正雜二行廢立の思想を一層徹底せしめたものは、親鸞聖人の信仰であります。聖人はその著教行信證化土卷に「夫れ諸修多羅に據つて眞偽を勘決し、外教邪偽の異執を

教誠せば」といつて、涅槃經、般舟經等によつて、佛者が外道の神祇鬼神に仕へることの不可なることを論じて居られるのであります。併し此化土卷に引くところの經文は、漢譯であるから、我國の神祇ではないと云はれた方がありましたけれども、それは強辯であつて、我國にありもせんものを異執として教誠せられる筈もありません。既に聖人は述懐和讃にも

五濁ノシルシニハ、コノ世ノ道俗コトノク、外儀ハ佛教ノスガタニテ、内心外道ヲ歸敬セリ。

ガナシキカナヤ道俗ノ、良時吉日エラバシメ、天神地祇ヲアガメツヽ、ト占祭祀ヲツトメトス。

外道梵士尼乾志ニ、コヽロハカヘラヌモノトシテ、如來ノ法衣ヲツ子ニキテ、一切鬼神ヲアガムメリ。

カナシキカナヤ此頃ノ、和國ノ道俗ミナトモニ、佛教ノ威儀ヲモトヽシテ、天地ノ鬼神ヲ尊敬ス

とありまして、その「和國の道俗」或は「此世の道俗」と云つて居られるからには、我が神祇を指したものに相違ありません。しかし、これは此時代の神祇に對する社會通念が、漢土の陰陽思想の神祇（鬼神）と同質のものとしてゐたからであります。従つて陰陽道思想の鬼神は佛教の上からは外道に屬するものと見てゐたから、聖人のやうな所說も出てくるのであります。且つ正雜二行の廢立の上に於て、本地の佛菩薩でも、阿彌陀佛以外のものに對する行為を雜行としたのでありますから、その垂迹たる鬼神に對しても、雜行と認めたのは自然の結果であります。故に今日の見解に因はれて親鸞聖人時代の對神祇思想を批難することはできない、ちつと各時代の神祇思想を知り、今日に至るその時代變化を考へて見る必要がありますが、既に申しあげました各時代の人々は、我が神祇を漢土の陰陽造化の神祇と同質のものと思つて居り、その神の時代と後の人々とは、全く別のものと考へて居たのであります。そして神武以後の歴史上の人々を神として、神社を創立したことは、古い國史には更らに見えないのでありますから、尙もつといろ／＼の方面から考へて見たいと思ふのであります。

### 神祇祭祀と葬儀

我が日本書紀等の國史の中に、神武以後歴史上の人を神として祭り、又神社を創立したことは更に見えて居りませんし、既に大分古くから、神の時代と人の時代とを區別して居たことが認められます。それでも尙人を神として祀ることが古く行はれて居たとするなれば、人を葬つた墓も、神を祀つた神社も、同様に取り扱はれて居た筈であります。また古代人類の葬儀が神祇の祭式に類似したところがあつたに相違ありませんが、それは前にも少し申しあげたやうに、神の祭祀と人の葬式とは全く反対の性質を示して居ります。近世行はれて居りまする葬儀なるものは、後世の排佛論者が、神祇祭祀の形式を應用し、それに當時佛教に行はれた葬式を参考にして、作りだしたものでありますから、それは問題にはなりませんが、神代紀の中に葬式に關する物語が二つばかりあります。神の祭りとは反対に神の嫌ふところのものとなつて居ります。尤も世界の總ての宗教の中心となつて居る神は決して死ぬものではありません。特に佛經に説かれた佛陀は、生死を離れた佛として、生もなく勿論死はありません。我所謂神

代の神々も神話の中心となつた、重要な神様の死なれたことは記されてありませんが、物語の構成の上に必要なところから、たまく神様の死んだことが記されたのであります。即ちその一つは伊弉諾神の黄泉行の物語であります。

伊弉諾尊の婦神であつた伊弉册尊が、火邁突智といふ火の神を生れた爲に「ミホド」(陰)を焼かれて神去りました時に、伊弉諾尊は其の後を追つて、黄泉國にゆかれたところが、黄泉は眞闇であったので、櫛の柱に火をともして、其の顔を見られましたが、「膾沸虫流」の穢想に驚かれて、遁げて来られました。然るにその後から黄泉の「イカツチ」が追かけましたから、路邊こあつた桃の實を「イカツチ」に投げつけましたら「イカツチ」は逃げ去りましたけれども、また伊弉册尊が後を追つて来ましたので、黄泉津平坂と云ふところで、「我はしこめき穢き云つて、大きな岩石を置かれました。それから 橋たちばな之憶原あは・がはらといふ處で、「我はしこめき穢きところに至る」と云つて、祓除を行はれたとありますが、これが神道の大祓の起原だそうであります。此黄泉行は死者の歟葬を示したもので、「膾沸虫流」と云たのは死屍の穢想をあらは

し、黄泉國は漢籍の黄泉と同じく、墳墓の義に相當し、黄泉國は暗黒であつたとあるのも、「泉途之玄宮」と云つた漢意と同様に、墓中光線の入らぬ隧道の状態をあらはしたのであります。また黄泉から追つて來た「イカツチ」に桃の實を投げて退去させたといふことも、左傳卷十九に「以<sub>ニ</sub>桃<sub>ヲ</sub>刈<sub>ク</sub>秋<sub>ノ</sub>殯<sub>ム</sub>」とあつて、桃は漢土では古くから百鬼を制するものとなつて居りますが、これとよく似て居ります。そうして神代紀にも、此物語の下に「是れは桃を以て鬼を避る縁なり」と記されてあります。最後に婦神が追つかけて來た時に黄泉平坂で大磐石を置いてこれを防ぎましたことは、漢土の喪が終つて墓穴を塞いだことと同じであります。また神代紀にこの神の悲しんだ涙が泣澤女命といふ神になつたとありますのも、漢土の葬式に哭女の役のあることゝ似て居ります。そうして伊弉諾神の祓除を行ふ時に「吾はしこめき穢<sub>シ</sub>きところに至る」と云つたことは、神は死の穢<sub>シ</sub>き嫌ふものであることをあらはしたものと思はれます。

葬式に關する神話としては、神代紀にもう一つ出て居ります。それは天稚彦が天神の矢に當つて、死にました時の葬儀の物語であります。この物語にも味耜高彦根神が「汚穢<sub>シ</sub>きを憚ら

す、遠くより起き哀む、何すれぞ、我を亡者に誤つ」と云つた語がありまして、神は死の穢<sub>シ</sub>き嫌ふものであると云ふ信仰の起原を示すものと思はれます、兎に角この稚彦の葬儀はその死屍を天に運んで喪屋を造るに就きまして、川雁を帚もちとし、雀を春女とし、鶴鳩を哭者として八日八夜啼哭したとあります。如何にも天界の葬式だけありまして、その配役はみな羽のあるものばかりであります、此葬儀に喪屋を造る事、哭者の役のある事、哭泣を數日にかけて行ふ事など、漢土古代の葬式とよく似た形式であります。幣帛等もなく、眞坂木、玉串を供へることもなく、その他神祇祭式に似たところは更らにありません、のみならず古來我國では神は死の穢<sub>シ</sub>れを嫌ふものとし、且つそれに參加したものまでも、觸穢<sub>シ</sub>として忌むところであります、若しそれを犯せば神祇の祟りがあると信じられて居たのであります。

養老二年に制定せられました神祇令にも「不預穢<sub>シ</sub>惡之事」とありますが、令義解にはそれに註して「穢<sub>シ</sub>惡と謂ふは、不淨の者鬼神の惡むところ也」とあります。その不淨には、產穢、死穢、などいろいろありますが、特に人死の穢<sub>シ</sub>を嫌ひまして、死者の遺族は勿論、その他この葬

儀に參會した間接の人までも觸穢として嫌ふものとなつて居り、古來その例を擧げますと、幾らもありますが、今は略しておきます。こんな次第でありますから、神祇の祭官神職などが葬儀に會するやうなことは絶対にありもせんでした。

### 我上代の葬儀

所謂神代の事は先づ別としまして、いま神武天皇から神功皇后までの日本書紀に記された傳説について見ますと、天皇の崩御から御陵に葬るまでの期間が、神武天皇は崩御後十九箇月目に葬つたとあります。また綏靖天皇は十六箇月目、安寧天皇は九箇月目、孝昭天皇は三十八年目、孝安十箇月、孝靈七年、孝元六年、開化十箇月、垂仁十二箇月、景行二十五箇月、成務天皇は十六箇月、仲哀天皇は「ホナシアガリ」といふことが行はれ、次に神功皇后は七箇月目に葬つたとあります。尤も此月數は日本書紀に依て計算したのであります。此時代の天皇の御寶算は皆百歳以上の方が多く、御在位の年數も非常に長くあらせられましたやうに記されてありますから、もとよりその數字は正確なものではありません、併しその御尊骸を數月間も殯宮

に停められたといふ傳説のあることは、漢土の古い帝王の傳説によく似て居ります。即ち春秋に齊襄公桓公は九月目に葬り、衛桓公は十四箇月目、桓王七年目、莊公及び齊桓公十一箇目となつて居りまして、その期間はまち／＼であるけれども、その葬る記事の下に「三月而葬速」或は「七年乃葬故曰緩」といふやうな註があります。これは禮記に「天子七月而葬」とありますて、天子は七箇月目に葬るのが通例でありますけれども、前のやうなまち／＼なものがありますから、その下に速、或は緩といふやうな註を加へたものであります。日本書紀に載せられた神武天皇から神功皇后までの御喪葬期間は後に生じた傳説でありますけれども、我が古代の葬儀が漢土古禮の影響をうけて居たから、そんな傳説を生じたものと思はれます。尙前に申しました御歴代の中で仲哀天皇の崩御に「無火殯斂」といふのがあります。これは此年新羅の役によつて、天皇を葬ることができなかつた爲に、此「ホナシアガリ」をせられたのだと日本書紀に記されています。

此「無火殯斂」は火を用ひな殯葬と云ふ意味でありますて、後にまだなきねばならぬ急事が

あつたから短期の喪葬が行はれたのであります。然るに此無火殯歟とよく似たものが、禮記問  
廳三十五に見えて居りますが、その大意を申しあげますと、親が死んだ時、水漿を口に入れず  
三日間火を擧げず、交手して痛疾の意を表し、三日目に葬るところの喪であります。長期の喪  
は「孝子親を廳ひ、哭泣數なし、勤に服すること三年」とあるに對して、僅かに三日間ではあ  
るが、何物も食はず、火を用ひることなく、三日の哭泣で喪を終るのであります。此短期の喪  
は「家室の計、衣服の具、また成すべきを以てなり」とありますとして、後の家計のために、特に  
聖人が決斷して、三日の制を定めたとあります。我仲哀天皇を無火殯歟によつて葬られたこと  
も、新羅征討の大計をなされる際であつたから、特に此葬事が行はれたのでありますが、恐らく  
は我國の無火殯歟は、三日間火を擧げないといふ漢土の古制を傳へたものと思はれます。こ  
う云ふあまり古いところの傳説は別としまして、もつと後代にくだりまして、允恭天皇崩御の  
時には、新羅の弔使が來まして、その時に哭泣奏樂などして、殯宮に參會したことが日本書紀  
に見えて居ります。併しこれは新羅の弔使が、自國の儀禮を以つてしたものといたしましても

後の佛教渡來後にも哭泣、奏樂、諫詞などの儀禮が遺つて居りましたのは、我國以前の古風を  
傳へて居たものと思はれます、前に申しましたやうに、我國の葬儀に關する神話によりまし  
ても、漢土のそれと同じく、喪屋を造り、哭泣の禮を行ふたことが認められ、神祇の祭祀に類  
するやうな形式は葬儀のうへには更に見えないのであります。

佛教渡來後まだ間のない時代に於きましては、聖德太子が御父用明天皇の御爲に法隆寺の金  
銅藥師像を作らせられ、また太子薨去の後に橘太郎女が、太子のために天壽國曼茶羅を作らし  
められたほどでありますから、佛教渡來後朝廷の崇佛思想の上から考へましても、葬儀に彼の  
神祇祭祀のやうな魚類等の殺生ものを天皇の御靈前に供へられたとは思はれません。併し全く  
佛教の形式によつて葬儀が行はれたのではありません、皇極天皇の御代、蘇我蝦夷や、鞍作が  
誅せられました時、その屍を墓に葬り、また哭泣を許すと日本書紀に見えて居りますから、佛  
教が渡來してからでも葬式の中心となつた儀禮は、漢土と同じく、哭泣の禮であつたことが認  
められます、これはやはり我古來の遺風を傳へたものと思はれます。日本書紀及び鎌足傳に

よりますと、天智天皇八年藤原鎌足が死んだ時には、金香爐を賜つたとあり、その後鎌足を多武峰に葬り、妙樂寺を建て別堂に鎌足像を安置したのでありますから、傍ら佛事を行ふたには相違ありませんが、葬儀の中心となつた形式は、やはり傳統的哭泣の禮であつたのだと考へられます。それに就ては天武天皇崩御の事が相應に詳しく日本書紀に載せてあります。天武天皇は即位十四年九月九日に六十六歳崩御せられ、その十一日には南庭に殯宮を起しました、そうして、皇太子は百官を率ひて哭泣せられ、誄詞の事があり、諸僧尼の哭泣があり、樂官の奏樂がありました。また三百人の僧に袈裟を賜り、その翌年九月國忌の齋會を設け、且つ殯宮に於ても齋會を營まれるなど、佛身に關係はありましたけれども、主にも哭泣禮が喪の重要な儀禮であつたことが認められます。そうして諸僧尼の哭泣はありましたけれども、神祇の祭官が哭泣したり、殯宮に參會したことは更らにありませんでした。

持統天皇の御葬儀についても、明かなことは判りませんが、天皇の遺勅には「素服して哀を擧る勿れ」内外文武官釐務常の如く、喪葬の事つとめて儉約に從ふべしとあります、哭泣擧

哀の儀禮は節儉を旨とせられたやうであります、一方の佛事だけは、崩御後四日目に四大寺に於て齋會を設けられまた御七七日には四大寺及び四天王寺、山田寺等の三十三箇寺等に齋を設けられました。そして例年行はれる十二月の神祇の大祓は、御停止になつたのでありますその後の文武天皇崩御の時も、御初七日から御七七日までの佛事が行はれましたが、此葬儀はまた特に御火葬の新例を出されたほどですから、これは申すまでもない事であります。それ以来千二百年間歴代天皇の御葬儀に、魚類等の生物を殺して、供物としたり、眞坂木を立てたり、玉串を捧げたり、その他神祇の祭式に類似した儀禮を行はれたことは更らにないのであります。また佛教渡來以前の葬儀は、一般に古くから漢土の古例と同様に、哭泣擧哀の儀式が行はれて居りましたことは前に申しあげた通りであります、神祇祭式に似たところは少しもありませんでした。我朝廷の御葬儀に、神祇祭祀の形式を御採用になつたのは、恐くは、明治天皇の御代が最初であらうと思はれます。

我上代人は死者を葬る場合に、哀を擧げ、哭泣の禮を以て、長期の間喪に服し、また墓に詣

でて哭泣の禮をなすといふやうに、鄭重なものではありましたが、別に後々まで死者の命日、年忌などを弔ふやうなことはなかつたやうであります。然るに佛教渡來後、やがて朝廷では國忌を營まれるやうになり、また民間でも七七日の佛事の後も、年忌月忌の佛事を營むやうになつたのであります。近來の所謂神葬祭の式に十日祭、二十日祭、乃至五十日祭、五年祭、十年祭といふやうな、忌日を教へることは、我古禮ではなく、近代に至つて、佛教の七七日の佛事や、年忌月忌の例によつて、思いついたものであります。これによつて考へましても、我國人の祖先崇拜の思想を繼續せしめたのは佛教の影響によるものであつたことが認められます。これに就いてまたいろいろと申しあげたいことがあります。今はこれだけにとどめておきます。

### 怨靈崇拜と後世の人物祭祀

神祇の祭祀と人の葬儀とは古くから全く異つた形式のものであつたことを申しあげました。また神武天皇以來の史上の偉人或は功勞者、又は實在の祖先等を神として、神社を創立したとか、古い國史に見えないことは既に申しあげました。併し平安朝のころから、人の怨靈を怖

れて、その人魂を祭つる社が創立されるやうになりました。それは御靈神社、天満天神等が其最も古いものであります。これは漢土に於ける人鬼の思想と、佛教の亡靈得脫思想の影響をうけて祭られたもので、人を祀つ神社としてはこう云ふ類のものであります。

御靈神社のはじめは、早良親王事件によりまして、刑せられた六人の怨靈が祟りをなすことを恐れて、貞觀五年五月に御靈會といふ法會が營まれ、以來年々その佛事が行はれました。そうして後に社壇を造立したのが、その起原であります。また延喜三年菅原道實が配所に薨じた後、高貴の薨去があり、また落雷によつて公卿等が死んだことなど、いろいろ怪事があつて、それを菅公の祟りだと云つたので、その怨靈を怖れて、北野に祭り、法會を修し、後それを天満天神と稱したのであります。必しも彼が偉人であつたとしてではなく、また功勞者又は忠臣だとして祀られたものではなかつたのであります。これも人鬼怨靈に對し、佛教の影響をうけて祀られたものであります。また後に鎌倉幕府が御臺所の病氣によつて、それを後鳥羽院怨靈の祟りとして社壇を建て、佛事を修したことが吾妻鏡に見えて居ります。尙このほかにも怨

靈の人鬼を神として祭つたものは、鎌倉時代以後にも随分多くあります。それ等の神社の成立には何れも佛教思想との關係がありますが、諸神本懐集にはそう云ふ怨靈死靈を祀つたものを實社の邪神として、近づくべからずとし、古くから祭られた天神地祇を權社の靈神と呼んで、諸佛菩薩の化現の宗教的な神として居ります。そうして此時代にも、まだ怨靈以外に普通の人格者功勞者偉人などを祭る神社の創立を見なかつたやうであります。然るに桃山時代に至りますて豊國大明神といふのができましたが、これは豊臣秀吉をその子秀賴によつて祀られたものであります。これは吉田神道の手によつて祭祀せられましたが、佛教思想の影響をうけて居ることはと申すまでもありません。またそれに次で徳川家康の死んだ後に、天海僧正等の意見によつて、東照大權現として家康を祀りましたが、こう云ふ佛教思想をうけた特殊のものが成立するに至りました。併しこれは大分後世のことであります。これ等が後に明治時代の偉人功勞者を祭る神社の起原となつたやうであります。併し古い時代には、そんな普通の祖先或は偉人功勞者などを祀る神社は更になかつたのであります。

### 氏寺と氏神の意義

然れば氏神といふ言葉が古くからあるが、それは氏の祖先を神として祀つたからではないかと云ふ人があるかもしません。しかし氏神と共に既に氏寺といふ言葉も、比較的古くからあります。寺氏の語は續日本後紀の延歴二十四年の條に「愚人争て氏寺を以て權貴に假託し、詐て檀越と稱す」とありますのが、氏寺の語の初見であります。そう云ふ氏寺は先にも申しあげましたやうに、天武天皇の御代定慧和尚が、その父藤原鎌足のために、多武峯に妙樂寺を創しましたやうに、鎌足像を別堂に安置したと傳へられ、また大寶養老のころに制定せられました喪葬令には、死者のために佛法の修業功德のことが記され、それ以來死者のために寫經、造像、或は造寺を行ふたことが史上に見えて居ります。そう云ふ寺院を一氏族が歴代繼承して、崇敬し來つたものを氏寺と呼ぶやうになつたものと思はれます。

氏神といふ言葉は同後紀の氏寺の語より三十年後の承和元年正月の條に「山城國、葛野郡、上林の地方一町を伴宿禰等に賜ひ、氏神を祭る處となす」とあるのが氏神の語の初見であります

す。氏寺の意義は主として祖先以來歴代死者の冥福をいのる一門崇拜の寺であります。氏神は祖神を祭るといふのもあります。それは所謂神代の神に限るもので、その氏の史上實在の祖先をして祀つたものではありません。それはその氏族一門の守護神、即ち諸種の現世を祈る對照としての一門の崇祀神を氏神と呼んだのであります。それで大江晉人は平野社を氏神と定めて、その家門の繁榮守護を祈つたことが、江都督願文集に見えて居ります。また源氏は八幡、平氏は日吉社を氏神として、各々その信仰するところの、思ひくの神を守護神としたのでありますから、氏神の意義は自家實在の祖先を神として祀つたものではなかつたのであります。

### 結語

大變時間を長くとりましてすみませんでしたが、これまでの大要を申しますと、餘程古い時代から神と人とは別の性質のものとして神祇を祀り神社を造ること、歴史上の人の葬式と/orその形式を全く異にしたものであります。佛教渡來以前の人の葬式は漢土の古禮と同じ哭泣

の禮を以て喪を弔ふたのであります。佛教が渡りましてからでも、尙大分後まで葬儀は哭泣を行ふことが主となつて居りまして、傍ら死者のために追福修善の佛事が營まれたのであります。またが、神祇に奉仕するものが葬儀に關係することは勿論ありませんでした。また佛教渡來後には死者の命日、又は年忌にあたりまして、佛法の修善を以つて、その冥福増進を願ひ、朝廷では國忌を營まれましたことが始められましたが、佛教以前古くから年々行はれて居た神祇の祭禮は、そういうふ意義の行事ではなかつたのであります。それは所謂神代の神又は人類以外の特趣の神の祭であります。併しそれ等の神々が既に漢土の陰陽五行の思想の神祇と同じ性質のものとして取り扱はれて居ましたから、やがて佛教經典中に見えた天神地祇もまた同様に考へられ、それが發展して後には佛神の本地垂迹説を生じ、終に神儒佛三道は完全に調和されるに至つたのであります。然るに南北朝のころの僧徒によつて朱子學が輸入されましたが、元來朱子は非常に佛教を嫌つたのであります。その流を汲んだ後の江戸時代の漢學者は神道は尚漢籍の陰陽思想と同質のものと認めて、それを高調しましたが、大に佛教の排斥に努めました。

た。併し彼れ等の儒教も、その説くところの神道も、尙漢土の思想を外にするものではなかつたのであります。如何にも日本書紀の神代神話は漢學の思想から出たやうに思はれるものであります。その後所謂復古神道なるものを唱えたした國學者があらはれまして、神道のみを我固有の思想として、儒教を除き、佛教を外來思想として、排斥するやうになつたのであります。賀茂真淵の意を受けて、我古典の研究に一生を捧げました本居宣長は、日本書紀はその編者が漢籍の思想に因はれて、故意に我神代紀に漢意を加えたものだと云つてこれを排し、古事記こそ上代から口誦暗記によつて傳へた古説を聞書したものであるから、漢意を混じない昔ながらの物語だと云つて、大に古事記を高唱したのであります。本居翁一生の事業は、神道の漢土思想を除き、我固有の思想に仕上げることにつとめたのであります。然し本居翁が古事記は普ながらの口傳を筆録したものだと云つたのは誤であります。それは古事記を書いた太安麿が自ら記したその序文を読んで見ますと、あの日本書紀のやうな古書を、國語の假名書文に書き替へたものであります。古事記こそその編者がその文を改造して居るものであつて、古事記は断

じて暗記の云ひ傳へのまゝを筆録したものであります。しかし此説に雷同した國學者たちは漢文が讀めなかつたものか、ろく／＼その序文も讀まないで、直に假名書の本文を口傳の物語だと信じてしまつたのであります。

我神道が更に外來思想の影響を受けないものであることが、説き示されるやうになりましたのは本居翁一生の事業でありましたが、その本居死後の門人平田篤胤をはじめとして、その流れを汲んだ國學者たちは固有神道を高調し、佛教をば外來思想としてその排斥に努めたのであります。これによりましても久しい間に調和されてきました本地垂迹説は僧徒の作り事だとして破壊せられ、明治初年の神佛分離、廢佛毀釋といふやうな大事件も起つたのであります。

神儒佛三道調和の間に生じました人鬼怨靈の思想によつて、死者の鬼神となつたものを神として祭ることが平安朝時代から始まりましたが、後世になつては秀吉、家康といふやうな、人鬼怨靈でもない人間が政策の上から、神佛混合の神として祀られるやうになりました。然るその影響により神佛分離の後今度は神道のみの手によつて偉人功勞者及びその他高貴の方などが

神として神社に祀られるやうになり、尙續々そつ云ふ神社が創立されますから、上代からの多数の神社と共に總ての神社は偉人や功勞者或は祖先を神として祀つたものだと説き示されるやうになつたのであります。

葬儀に於きましても古くから神と人との別のものと考へて居りましたものが、秀吉家康などが神佛混合の形式によつて祀られ、神佛習合のいろいろな神道が起り、その間には佛を從とし神を主とする吉田神道といふやうなものは、神祇祭祀の形式による葬儀を發案するやうになりました。その後江戸時代の佛教僧侶は、徳川幕府の宗教政策のために利用せられまして、寺院の保護をうけ、外教防禦の政策上、宗門帳による人民の戸籍取り扱の権利をもつて居りました。そのころの寺社奉行の觸書の中にも「親先祖の命日に寺へも參り候や、よく氣をつけて、御法度の邪宗門と申すものこれあり候はゞ云々」とありますが、當時の寺院勢力は、今日の神社参拜強要の國家的それ等の比ではながつたのであります。こう云ふやうに江戸時代の寺院も、権勢を背景として民衆の上に立つて居りましたから、中には隨分不法な態度をとつた僧侶もあります。

ました。併し眞宗などは在家宗門として、比較的師檀關係が密接でありましたから、よく家族的な信仰をつないで來たのであります。江戸時代の一般的僧侶勢力に對しては神官神職などはあたまがあがらず、また心あるものは當時の寺院制度に反感をいだくものが随分多くあつたのであります。そして神官神職などの中には、從來の寺院の手を離れて、新案の吉田流神祇道による、所謂神葬を希望するものができてきましたが、一方に彼の所謂復古神道の國學者の排佛思想は神官神職の間に喜ばれ、その排佛の宣傳につとめました。然るに徳川幕末ころに起りました鎖國攘夷論によつて、西洋諸國に對する排外的感情が高調せられるに及びまして、神道者は佛教もまた外來思想だとして、これを排斥したのであります。そうして彼の復古神道の國學者によつて、育てあげられた所謂固有の神道を宣布することに努めたのであります。その間に幕府は倒れ明治維新となりその政治は神武創業の古にかへされると云ふところから、神道の徒は當時の政府に取り入つて、終いに神佛分離を斷行し、尙朝廷の御布告として全國各地に於ける地方官并に神官神職等の手によつて廢佛毀釋の舉行が行はれ、寺院の廢合の事がある

など、未曾有の大暴逆事が成されたのであります。そうして民衆の間に神葬を行はしめるやう盛んに宣傳するところがありましたけれども、上流の貴族と、神官神職その他一部のものがこれを行ふたゞけで、一般には普及せられなかつたのであります。然しその割合に佛教が衰へなかつたのは、當時の排佛が一般民衆のに意に出たものでなかつたらからであります。その暴舉は主とし日來から佛教に反感をもつた國學者神道家などが中心となつて、爲政者を動かした結果であります。當時落紙に「咲きそうで咲かぬは葱の花、散りそうで散らぬは坊主花」と云つたものがあります。葱は福宜で、坊主花は千日紅の俗名であります。こう云ふやうに神道家が思つて居たほどには佛教は衰へなかつたのであります。これによつて神徒は漸く勢權を背景として立つやうになりました。そして廢佛毀釋の手はその後次第に緩やかになりましたけれども、漸進的廢佛の態度は尙づけられてゐるものと見てよいだらうと考へます。尙いろく申し述べたいことがあります。今日はこれで打ちさります。御一統に長時間御迷惑であつたことゝ存じます。(完)

## 附 錄

### 神式公葬の建議に就いて

國民一致の總動員によつて奉公の誠を致すべきの秋に際し、全國神職會及び皇典講究所の人々が相謀つて、今次の事變或歿者の公葬を全國一様に神式によつて行はしめやうとして、これが實現について軍部の方々、又は地方官などの各方面に運動をこゝろみやうとして居られると聞き及ぶが、この國民一心協力の時に當つて、それ等の人々は權勢の背景を利用して自己の職業擴張を計らんとせられるものではないかと思はれる。既に全國神職會では早くから軍屬祭官を設置して神職を從軍せしめ、戰死者の葬儀を執行せしめやうといふ計劃もあつたそうである。今や我出征の將士は元より身命を惜まず、一死報國に盡す勇士のみであるが、それに對して吾等銃後の國民に於ては更らにその戰死を考へるものではなく、唯日夜その勞苦を謝し一日も速く戰勝のめでたき凱旋を待ちつゝあるのだ。元來他人の葬儀はその生前中から豫め考へるべき

ものではない。他人の死を以前に用意することは禮を失するの甚だしきものであるが、まして皇國忠勇の死を早くから豫想し、あまつさへその遺族の信仰又は希望を考慮せず、權勢を背景とし、地方官吏を利用し、貴顯の行はせられる儀禮だといふ餘儀なき情誼によつて、神式葬儀を強要せんとせられるならば、或はそれ等の人々の態度を悪むものがあるかもしれない。さうしてそれは上貴顯に累を及ぼし奉るやうな恐れがありはすまいが。またそれ等の人々は自己の職業的勢力擴張のために非常時局を利用するものだと罵るものがないとは限らぬ。それは平時にあつても、その神祇崇拜普及の上に於て、みづから民衆を教化することは少く、主として教育者の手を借りることに努め、その祭祀の擴張方法に於ても、神職會の決議として爲政者にすがり、地方官吏に依頼し、國民的情誼と權勢の背景を利用して民衆に幾多の施設を爲さしめ、民衆の自發的敬神を誘導することなくして、天降り式にそれを強要せられるところのものが随分多くあつたからである。しかしそれ等の平時に於ける過去の行爲は兎も角も、此次の神式葬儀を強要せられんとすることが事實であるなれば、その罪の大なるものがありはすまいか。併し

この時局に際していたづらに論評を好むものではないが、現代の神職諸氏の中には彼の誤れる平田篤胤等排他的思想を踏襲して居られる方が多くあるやうだが願くはそれ等日來の排他的態度とを改め、もう一度神儒佛三道融和の古へに立ち歸り、自己領域を守つて、國民の教化に盡されんことを希望するものである。然るに其後新聞紙上も散見した全國神職會及び講究所からの共同聲明書によれば、靖國神社の祭神として「神格に列せらるべき英靈を弔慰すべき公葬並びに慰靈等の祭儀は、我國體の由つて來るところに鑑み、皇室喬儀令の定め給ふところに倣ひ、皇國古來の國禮國式たる神式によつて嚴修せらるべきを適當なりと思料致候」とあるが、今日までの戦歿勇士を靖國神社の祭神とし給ふことは、畏くも 天皇の聖慮に出でたもので、今次の戦歿勇士も多分其祭神と定め給ふことは存するが、それは聖旨によるもので、臣民の分際として今からそれを議るべきものではあるまい。而して今いふところの公葬並びに慰靈と稱するものは、地方臣民の間に主催せられる葬儀であるから、それを皇室喪儀令に倣ふのが適當だと考へるのは誤りである。現今の皇室喪儀令は 明治大帝の御代に初めて御制定になつた

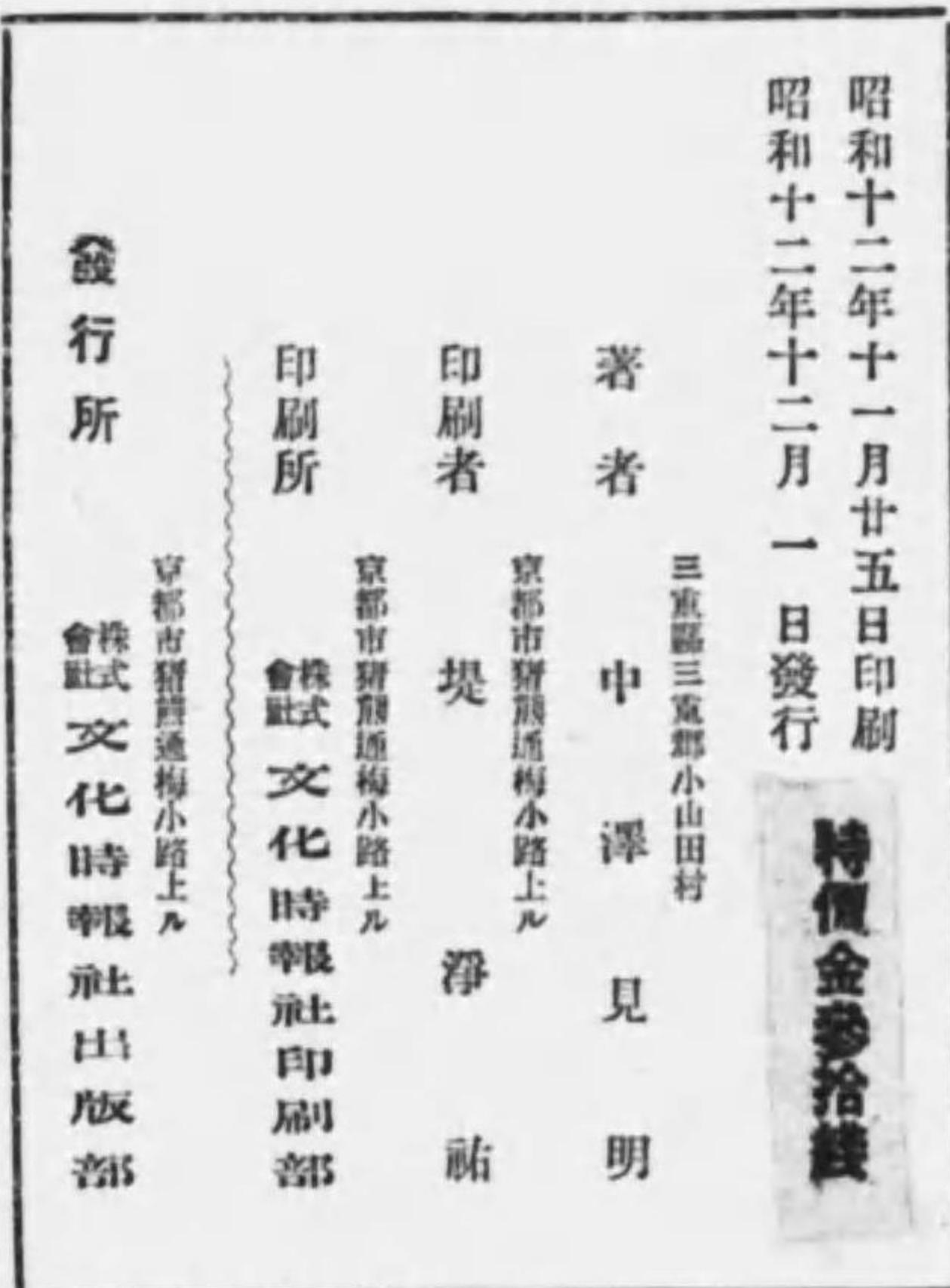
もので、それは皇室のみこれに依らせられるもので、下臣民がこれに倣ふべきものではない。場合によつてはその例に倣ふことは不敬にわたるとせられることがある。且ては彼の大本教の盛んなりしころ、其教祖の墳墓が御陵の形式に類似することによつて、改造を命ぜられたことはまだ世人も知つてゐるものがあるだらう。然れば臣民主催の公葬並びに慰靈等に就いて、皇室の御儀令に倣ふことは成るべく遠慮するのが當然である。寧ろその慰靈或は弔慰の意義から云つても、死者の信仰又はその生家の遺風に副ふやうに行ふべきである。また合同慰靈に於ても、死者の大多數遺族を満足せしむるやうにしてこそ、眞に弔慰の意義あらしめるものである殊に單獨死者の公葬に於て、故意に死者又は遺族の意に背反した神式を斷行せられたなれば決して遺族は心からそれを喜ぶものではないと思ふ。

全國神職會及講究所の聲明といふものに依れば皇國古來の國禮國式によつて葬儀を行ふことが適當だとあるが、皇室喪儀今は前にも述べたやうに明治の御代に初めて御制定になつたもので、臣民の分際として依用すべきものでないからそれは別であるが、近世一部の人々及び神職

等の間に行はれて居る所謂神式葬儀なるものは、我國古來の國式國禮ではなく、近世に於ける排佛家・神職等によつて發案せられたもので、葬儀としては最も新しい儀式である。我朝廷に於かれても古くから御葬儀には佛事を營ませられ、殊に持統天皇以後近世に至るまで、歴朝の御葬禮は勿論、その御忌日も七日毎に七七日の御佛事を行はせられたことは國史の上に見えたところである。近代の所謂神式に十日祭二十日祭乃至五十日祭といふやうな忌日を數へる事は古書にも更らに見えないところの新案の儀禮であるから、彼の聲明書に神式葬儀が古來の國禮だと云つたのは餘りに過言である。既に養老二年修正制定せられた喪葬令にも、孤獨の者が死んだ場合に、近隣の者が寄り集つてその遺産を調査し、その財物によつて功德を營み盡せとあつて、當時民間にあつても、死者のために佛事を行ふことを國家の古い律令の上にも認めて居る。また朝廷では尙それよりも古くから御葬儀には佛事を嚴修あらせられたのであるから、葬儀には寧ろ佛式に行ふ事こそ古來の國式國禮であつたといふべきである。そうして佛教渡來以前に於ても、人の葬儀は神祇祭祀の形式とは全く趣きを異にするものであつた。即ち我古代の

葬儀は神祇の祭式のやうな直坂木を立てたり、玉串を供へるやうな形式は更らになく、漢土の古禮と同様に死者に哭泣の禮を行ふことが葬儀の重要な形式であった。また墓に詣る時も哭泣を行ふことゝなつてゐたのであるが、神に對しては哭泣は忌物の一となつて居り、且つ古くから神は死人の觸穢を嫌ふものとなつてゐたのである。そうして若しこの觸穢の人が神社又は神事に接近する時は、神の祟りを受くるものと信じられてゐたのである。尙このほか何れの方面から考へても、我上代から人の葬儀は神祇祭祀の形式に類似したところは更らになかつたのである。それに就て尙詳しくは本文（神祇の時代的變化）を通讀して戴きたいと思ふが何れにしても今日の所謂神式葬儀を古來の國式であつたと斷言することは過言である。併し此新しい近世發案の神式葬儀でも、又古來の佛式でも、キリスト教の葬儀でも、個人の信仰としては隨意である。またそは他人のために強要せらるべきものではない。而して今次の事變出征將士の中に戦歿者があつた際にも、それは不豫の事件として、その戦歿勇士の日來の信仰又はその遺族の意に副ふやうな公葬を行ふことが弔慰の誠を致すところの國民の本分であらうと思ふ。

（昭和十二年九月稿）



終

